

※統一地方選の統一率、国外滞在者の投票制度等について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

限られた時間でございますので、簡潔に御質問し、また御答弁も賜れればと思っております。

まず、一般的なことから伺いいたしますけれども、来年は統一地方選挙が予定されているわけでございますけれども、まず、来年の統一地方選挙のいわゆる統一見込み率でございますね、それから最近統一率が低下してきているということがあるわけですが、その要因、また毎年の統一選挙というものをお考えになっていくのかどうか、このことについて簡単に御見解をお示しいただきたいと思っております。

○国務大臣（竹中平蔵君） 辻委員から、統一地方選挙の統一率の見込み、そして低下の要因、これをどう考えるかと、三点でございます。

この地方選挙につきましては、昭和二十二年四月に全国で統一して実施されて以来、御承知のように、四年ごとに統一地方選が実施されてきたところでございます。しかし、その間、首長さんの方がお亡くなりになるとか、それとか退職されるとか、そういう形で、対象となる選挙の件数がこの統一選において減少してきているというのはもう事実でございます。

昨年実施しました調査では、近年の市町村合併の進展、これも実は大きな要因でございます。市町村合併が進んだということで、平成十九年四月に統一地方選を従来どおりのやり方で実施することともし仮にした場合はなお多くの選挙の実施は見込まれるわけですが、それでも統一率というのは約三一%になるという見込みでございます。これは平成十五年四月よりも五ポイント低下するということになります。三六%から三一%にということで、これ、かなり低下幅が大きいというふうに言わざるを得ません。

こうした状況も踏まえまして、国民の選挙に対する関心を高める、高い関心を持っていただく、同時に選挙の円滑な執行を進める、そして経費の節減を図るということで、地方選挙を毎年統一して実施する、毎年です、四年に一回じゃない、毎年そうした形で実施してはどうかというふうな議論もあるというふうにご理解をしております。

仮にですけれども、統一地方選をやめまして、地方選挙を毎年一回ないし二回に期日を統一して行おうとする場合には、しかしこれ、よく考えていくと、制度はなかなか難しく、任期の特例を設ける必要が出てきますねとか、また、長期にわたって定着してきました従来の地方選挙の仕組みを変えていくことになると、これは直接のやはり関係者には非常に大きな影響を与えることになるという面もございます。

こうした点踏まえて、各党各会派において幅広い御議論をしていただく必要があるとい

うふうに思っております。

我々総務省としましては、こうした議論を踏まえながら、引き続き統一選の在り方、来年以降の地方選挙の在り方については検討してまいり所存でございます。

○辻泰弘君 別の問題ですけれども、実は昨年六月二十七日に、私、質問主意書を出させていただいております、それは、PKOやイラク復興支援などのために海外で活動する自衛隊員が、政府の命令により日本を離れ任地に赴いたにもかかわらず、当然に予想される事態への対応が何ら尽くされないままに投票の機会が奪われることは基本的人権にかかわる極めて重大な問題であると、こういった認識から質問をさせていただきました、それについて七月五日に政府としての答弁書がございまして、重要な課題であると認識しており、慎重に検討してまいりたいということが昨年の七月の答弁書だったわけでございますけれども。

このことを踏まえて、政府としてこの問題についてどのようにお取り組みになってきたか、現状を御説明いただきたいと思っております。

○国務大臣（竹中平蔵君） イラク等国外に派遣されている自衛隊員の投票の問題、大変重要であると思っております。更に広げて考えれば、その自衛隊以外にも、一時的な国外滞在者、そうした方々の選挙機会をどのように確保していくんだろうかということはやはり重要な問題でございます。その場合、同時に、主権が及ばない場所での適正な投票が確保できるのかどうかとか、やはり貴重な選挙であるからこそ考えなければいけない難しい面も出てまいります。

そうした点を踏まえまして、このたび、与党においてこの課題に向けた解決策について議員立法という形で法案を提出するとの判断がなされたと承知をしております。自衛隊員に限らず、法律の規定に基づき国外へ派遣される一定の組織に属する選挙人について、国外での不在者投票制度を創設する等の内容とする公職選挙法の改正案が取りまとめられたものと承知をしているところでございます。

この改正案、今後、各党各会派で御議論がされるということになると思っております。我々としては、その推移を是非しっかりと見守っていきたいと思っております。

○辻泰弘君 議員立法もいいんですけれども、いつもそうなんですけれども、問題が予見されながら政府がなかなか答え出さないまま議員立法を待つといいますか、そういうことが多くあるわけですけれども、政府としても、やはり問題点は最初から、当初から予想されるわけですから、そういったことについては機動的に政府としての対応も進めていただきたいと、このことを一般論として申し上げておきたいと思っております。

三番目といいますか、本来のことにかかわることになりますけれども、現在の在外選挙制度におきまして、在外選挙の投票選挙区が最終居住地、そうでない場合は本籍地と、こうなっているわけでございますけれども、そのようになっている理由について御説明をください。

○政府参考人（久保信保君） 国政選挙の場合の選挙権、これは二十歳以上で日本国籍を有する者でいいわけでございますので、住所要件というのは基本的に選挙権には要求をされていないということがまずございます。

ただ、具体的に選挙権を行使しようということになりますと、やはり二重投票の防止等を考えなきゃいけませんので、選挙人名簿というものに登録をされている人、これを一応有権者であると推定をして投票を行っていただくという、こういうシステムになっておりまして、国内に住所がある方といいますか、これにつきましては、地方選挙の住所要件、選挙権は三か月の住所要件があるということでございまして、国内に住所がある方は国政選挙も地方選挙も共通して永久選挙人名簿というものを設けて、そこで住所地の名簿に載ると。したがって、国政選挙の場合もこの名簿を管理をしている市町村を含む選挙区に属されると、こういう扱いをしていると。

外国に居住して住所を持っておられる方、これは日本に、国内に住所がないという方々でございますので、どのような形で選挙人名簿というのを管理していくかと、これは一つの立法政策であろうと思います。

そこで、平成十年にできました現行の在外選挙制度、これは御指摘にもございましたように、最終の住所地を管轄する選挙管理委員会に申請をして、そこで、在外選挙人名簿というのはその市町村選挙管理委員会が登録をして管理をする。こういうふうに、擬制といいますか、立法政策でそうしたわけございまして、ただ、その場合に、最終の住所がないという方もおられます。そういった方には、どこに属させるのがいいのか、これも立法政策でございましょうけれども、本籍地だということにいたしておりまして、その場合、最終の住所がないというケース、これは大きく分けて二つあるかと思えます。

一つは、本来、国外で出生をされて国内に一度も住所を有したことがない、ブラジルなんかの二世の方とかそういう方が恐らくこの範疇に入ろうと思えますけれども、そういった方は本籍地の選挙管理委員会ということで立法政策上解決をしている。

もう一つのケースは、最終住所地を公に証明することができないという方々もおられます。在外選挙人名簿の今の制度、これが施行されましたのは平成十一年五月一日でございましたけれども、その施行されるまでは、当時は戸籍の付票の除籍の保存期間が五年間というふうにされておりましたので、平成六年五月一日までに国外に転出をされた方につきましては、実はこの最終住所地を公証する記録が存在していないということでございまして、こういった方々も本籍地だというふうに法律上みなしているということでございます。

○辻泰弘君 そこで、在外公館投票のことをお伺いしたいと思いますけれども、現在、実施公館、実施してない公館、当然あるわけですがけれども、この選定といいますか、実施する、しない、このことをどのようなプロセスで決めていらっしゃるのか、またそれを、その対象の見直しはどのような形でやっていらっしゃるのか。その点、簡潔にお願いいたします。

○政府参考人（久保信保君） 公職選挙法の第四十九条の二第一項第一号によりまして、

在外公館投票を行わない在外公館、これは総務大臣が外務大臣と協議して指定することができるというふうになっておりますが、その場合の指定の基準と申しますか観点、これは三つの観点で行っております。

一つは、治安上、在外公館投票の実施が不相当であるというケース。それから二つ目は、投票記載場所を設置する適切な場所がないといったケース。それから、三つ目でございますけれども、新設された公館で人的体制等が整っていないと。こういったことで在外公館投票を行わないという指定を行ってきております。

平成十五年には、それまで在外公館投票を実施していなかった在外公館につきまして、安全上実施が適当でないもの等を除きまして、原則として実施をすべきであるということで、平成十五年に在外公館投票実施公館、これを大幅に拡大をしたということがございます。昨年の総選挙の時点で調べてみますと、在外公館投票を実施した公館数、これは在外選挙事務を行っている二百十四公館中百九十六公館に及んでおります。

私どもといたしましては、在外公館投票を行わないこの公館の指定ということにつきましては、国政選挙の実施時などにおきまして、外務省とも協議をした上、今後とも適宜必要な見直しと、こういうのを行ってまいりたいと考えております。

○辻泰弘君　それで、今回の法律案、改正案においては、再選挙又は補欠選挙については当該選挙に係る在外選挙人が管轄区域内にいないと見込まれる在外公館においては在外公館投票は行わないと、こういうふうな規定になるわけですが、この場合の選定の方法と申しますか、そのことはどういうふうを考えていらっしゃるのか、お願いします。

○政府参考人（久保信保君）　再選挙、補欠選挙でございますけれども、ただいま申し上げましたような在外公館投票を行わない公館というジャンルがございますけれども、そのほかに、当該選挙に係る在外選挙人が管轄区域内に存在しないと見込まれると、補欠選挙、再選挙のことと申しますので、そういったことがあり得るわけと申しますから、管轄区域内に在外選挙人の方が存在しないと見込まれる在外公館につきましても、在外公館投票を行わないという形で指定をしようと思っております。

具体には、そのために、毎年、補欠選挙等の選挙期日の一定期間前におきまして、各選挙区ごとの在外選挙人名簿登録者数、これは管轄領事官別に調査をいたしまして、その結果を踏まえて指定を行っていくというふうと考えております。

○辻泰弘君　もう一点、改正にかかわることと申しますけれども、公館投票の期間についてでございますけれども、今回、再選挙、補欠選挙については原則一日実施というふうな規定になっているわけと申しますけれども、一日ということと申しますと極めて限定されるわけと申しますけれども、そういった申しますと、投票する方に向けて、有権者に向けてその一日という特定した日を周知するということがやはり大きな問題になると思うんですけれども、その点についてはどのように対処していかれるのでしょうか。

○政府参考人（久保信保君） 先ほども御議論がございましたが、在外選挙制度の周知や在外選挙人名簿の登録といったことにつきましては、外務省と連携をいたしまして、私も国内外に向けて各種の啓発というのを行っております。

そこで、御指摘のございました今回の改正内容、これにつきましても、制度周知用のリーフレットを作成をいたしまして、市区町村等の関係機関に備え付けをするといったことを行いますとともに、特に御指摘の再選挙、補欠選挙時におきましては、当該選挙に係る在外選挙人に対しまして、在外公館投票期日を原則一日としている点、あるいはその投票期日等につきまして、外務省のホームページでありますとか衛星版の新聞広告、現地日系紙への広告、日本人会の会報、在外公館ホームページなどの各種のメディアを活用して、外務省と連携しつつ啓発、周知に努めてまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 これは一日に限定するというところでございますから、非常に、知らなかった、複数日であればということがあるわけでございますので、その点については周知していただくように御努力をお願いしておきたいと、このように思うわけでございます。

そこで、在外選挙は基本的に在外公館投票と郵便等投票と、この二つの類型で成り立っているわけですが、よく考えますと、やはり郵便の事情とか交通事情等々によって投票箱が閉まるまでに届かないということが当然あり得ることはあるわけです。その場合のその票の扱いがどうなるのかということなんでございます。

当然、有効、無効の中には入らないわけですが、しかし公館で投票したというときはチェックしているわけですから、公的機関でチェックしたということにおいては棄権とは言えないということになると思うんですね。ですから、そういう意味では、有効票に入れることはもちろんできないわけですし、開票のときに間に合うわけではないわけですが、事後の何らかの形で公表するような、そういうときには、そのことのこういう数がこういうことで郵便投票でこうだった、在外公館投票でこういうことで遅れたという票の数字だけは明記するようにすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人（久保信保君） 御指摘にもございましたように、投票所を閉じるべき時刻になったというときにも送致をされていないといった票、これにつきましては結局投票済みの票ということにならないということでございますけれども、確かに御指摘にあったことは理解できます。できますので、投票の状況でございますね、これにつきましては、今後、投票日以降一定の期間内に、どういう項目がいいのか、これも併せて検討させていただこうと思っておりますけれども、公表する方向で検討させていただきたいと考えております。

○辻泰弘君 是非その方向で御検討いただきますようお願い申し上げておきたいと思いません。

それから、もう一点、在外選挙人名簿への登録申請から在外選挙人証交付までに要する日数、そしてその短縮に向けた取組方針、このことについて御見解をお願いいたします。

○政府参考人（久保信保君） 私ども、平成十七年の十月に市町村選挙管理委員会に行った調査がございまして、その結果によりますと、在外選挙人名簿の登録に要する期間でございまして、一か月以内と回答した団体、これが全体の三分の二程度ございました一方で、二か月以上と回答した団体も一〇%程度ございました。また、在外選挙人名簿の登録資格確認に関します選挙管理委員会の会議、これの開催の頻度でございまして、その都度あるいは一か月と回答した団体が全体の三分の二程度でありました一方で、二か月以上と回答した団体も四分の一程度ございました。

こうした結果を踏まえまして、私どもといたしましては、この在外選挙人名簿の登録に関する選挙管理委員会の開催頻度を高めるとか、そういったことを含めまして、当該登録事務については一か月以内に手続が完了できるように、今後各種の会議の場を通じて選挙管理委員会に対して要請をしまいたいと考えております。

○辻泰弘君 そこでもう一点、今回、在外選挙人名簿への登録申請ということでの改正があるわけですが、在留届の提出時における在外選挙人名簿への登録申請を可能にすると、こういうことになっているわけですね。これは三か月の住所要件を確認するということが必要になってくると思うんですけども、そのことについてどういう方針で取り組まれるのか、御説明いただけますか。

○政府参考人（久保信保君） 御指摘のように、このたび、三か月の住所要件を満たしていない時点でも、在留届を提出したといったような時点をとらえて登録申請ができるようにするという改正にしております。この場合、登録申請者が三か月の住所要件を満たすに至ったかどうか、これを領事官が確認をした上で意見を付して市町村選挙管理委員会に送付をし、送付を受けた市町村選挙管理委員会において被登録資格の調査を行って登録をするといった手続になります。

そこで、領事官が行います三か月要件を満たすに至ったかどうかの確認方法でございまして、これは登録申請者の便宜などにも配慮をしながら、往復はがきでありますとか電話でありますとか、いろんな方法によって、簡便な方法を、これをできるだけ取って確認ができるようにというふうに考えております。

○辻泰弘君 もう一つ、改正内容にかかわることですけれども、今回の公館投票期間についてですけれども、総選挙、通常選挙の場合、投票送致を考慮し終了を一日繰り上げるということで、原則五日前というのを原則六日前ということ、そういった意味では有権者からすれば期間が短縮されるという方向の改正になっているわけですが、そのことは、状況も分からなくはないんですけども、やはり機会を与えるという意味においてはマイナス的な要素もあるわけですが、その点について御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人（久保信保君） 御指摘のように、法律上五日前までというのを六日前までということにいたします関係で、一日、実際公館で投票する期間というのが短くなるとい

うことになってまいります。

この点は、これまでの在外選挙の実施におきまして、台風等の自然災害とか航空便の機体トラブル等によりましてフライトが予定どおり運航されなかったケースがあったりとか、また今回の改正では、衆議院では小選挙区、参議院では選挙区選挙、これを新たに対象にするということになりますので、投票所閉鎖時刻までの未到達、これが選挙結果に影響を及ぼす可能性が高くなると。選挙管理上、やはり極めて慎重にやっていかなきゃいけないだろうということもございまして、この際、あえて一日、選挙人の方から見たら投票期間が短くなるといった選択をさせていただいた次第でございまして、御理解をいただきたいと考えております。

○辻泰弘君　それで、今回の法案は、施行期日が在外投票については公布後一年以内において政令で定める日と、こういうふうになっているわけですが、直接的には、参議院の選挙はほぼ来年の夏に決まっているわけですが、それに向けていつの時点で政令を定めていかれるのか、このことについて御見解をお示してください。

○政府参考人（久保信保君）　御指摘のように、在外投票部分、これは公布後一年以内に政令で定める日から施行すると、こういうことにしてございまして、このまず理由を申し上げさせていただきますと、やはり情報提供を在外邦人の方に私どもやっていかなければいけない。そこで、事実上のこれは便宜供与なんでございまして、各選挙区ごとの候補者名、届出政党の名称、この一覧、これを小選挙区選挙、選挙区選挙の場合、この一覧を各在外公館に備え置くといったことをやりつつ、また各都道府県のホームページにもこうした情報を掲載するといったようなこともございまして、公示の日、あるいは告示の日の翌日までにこうした準備を終わられるようなシステム、これをやはり整備をしていかなきゃいけないといったようなことでもございまして、関係職員の研修、執行体制の見直し、そういったこと。あるいは、何にも増して、在外選挙人に対します制度改正内容の周知等が必要であるといったようなことで一年間の猶予をいただきたいと、こういうふうにしておるところでございまして、これも御指摘にはございましたが、来年は夏に参議院議員選挙、通常選挙がございまして、それを念頭に置いて準備を進めていきたいと考えております。

○辻泰弘君　もう一点、やはり有権者にとってはいろいろな情報が欲しいということがあられるわけですが、選挙公報自体をホームページに掲載すると、こういったことが理想としてはあると思うんですけども、そのことについてはいかがでしょうか。

○政府参考人（久保信保君）　選挙公報を選挙管理委員会のホームページに掲載をするということでもございまして、幾つかの懸念と申しますか、課題と申しますか、それを私ども考えております。

一つは、アクセスが集中をされるとか、情報量が過大化したことによりましてのサーバーダウンといった技術的なトラブルによる閲覧が不能になるといったような事態、あるいは

ホームページの改ざん等があった場合に選挙無効事由にもなりかねないといったようなことを私どもは懸念をしております。

それから、選挙公報が通常ブランケット判でありますのに対して、パソコン画面の表示スペースが限られているといったようなこともございまして、選挙公報をそのまま掲載してもなかなか見やすいといったようなことにはならないのではないかとといったようなことも考えております。

また、政党につきましては、候補者数に応じて選挙公報の掲載寸法に大小の差があると、これをホームページ上どう扱うのかといったような問題があるというふうに考えておりまして、選挙公報、これも選挙運動の一つでございますので、各党各会派で御議論をいただくことも必要ではないかと考えております。

○辻泰弘君 政府としても取り組んでいただくように申し上げておきたいと思えます。

最後の質問になりますが、選挙人名簿抄本の閲覧制度の改正についてお伺いいたします。

今次改正では、選挙人名簿抄本のコピーの根拠となっている便宜供与規定を削除するということになっているわけですがけれども、それに伴って、選挙人名簿のコピーは違法となる旨の答弁をされているわけですがけれども、法施行後に市町村選管でコピーが行われるような場合に総務省はどう対処されるおつもりか、御見解をお示してください。

○政府参考人（久保信保君） 御指摘のように、明文でコピーを禁止をするといった改正内容にはしてございませんけれども、コピーの根拠規定となっております便宜供与規定、これを削除をするということにいたしておりますから、市町村が改正後も独自でコピーをさせるといったようなことがあれば、私どもはそうした事態は違法の可能性が強いと考えております。

また、ほとんどの市町村で現在、個人情報保護条例が制定されているといったようなこともございますので、私どもとしては、コピーというのをこの法律改正後も認めるといった市町村があるということは考えておりませんが、万が一そういった市町村があるということになりますと、私どもは適切な助言、勧告、あるいは地方自治法にのっとりた措置、これを利用しつつ是正を図りたいと考えております。

○辻泰弘君 時間が参りましたので、以上で終わります。